

公的年金からの個人住民税の天引き（特別徴収）制度が導入されます

税制の改正により、公的年金を受給されている方の納税について、納付をより便利に行っていたるようになり、65歳以上で公的年金を受給され、個人住民税の納税義務のある方に対して、平成21年10月から、個人住民税を公的年金から天引き（特別徴収）する制度が導入されます。

特別徴収の対象となる方

その年度の初日（4月1日）において、年齢が65歳以上の公的年金受給者で、年額18万円以上の老齢基礎年金等を受給されている方が対象となります。

なお、次の条件に該当される方は、特別徴収の対象外となります。

- 老齢基礎年金等の給付の年額が18万円未満の方
- 介護保険の保険料を年金から天引き（特別徴収）されていない方
- 公的年金にかかる個人住民税額（特別徴収税額）が、老齢基礎年金等の給付額の年額を超える方

特別徴収される税額
公的年金所得に対する個人住民税所得割額および均等割額（公的年金以外の給与その他の所得の税額は、公的年金からの特別徴収の対象外となります。）

特別徴収の対象となる公的年金

老齢基礎年金等で、老齢または退職を要件として支給される年金
複数の公的年金を受給されている場合は、受給されているすべての公的年金に対する税額の合計額を、老齢基礎年金等から特別徴収されます。

特別徴収の開始時期
平成21年10月支給分の公的年金から特別徴収が開始されます。

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度では、納税義務者（年金受給者）が納付していただくべき個人住民税を、社会保険庁などの「年金受給者」が直接市区町村へ納入します。年金を受給される方には、年金額から特別徴収税額を差し引いた差額が支給されます。平成21年度において特別徴収

制度のポイント

65歳以上の公的年金を受給されている方のうち、個人住民税の納税義務のない方（住民税のかからない方）は、特別徴収制度の対象外となります。公的年金からの特別徴収制度の導入は、納税方法が変更されるだけでなく、新たに税の負担が増えることはありません。

公的年金からの個人住民税の特別徴収制度では、



される公的年金の種類および徴収税額などは、平成21年6月にお送りする決定通知書によってお知らせします。

問い合わせ
総務部税務課（社庁舎）
43・0397

表1 所得による納付方法の違い

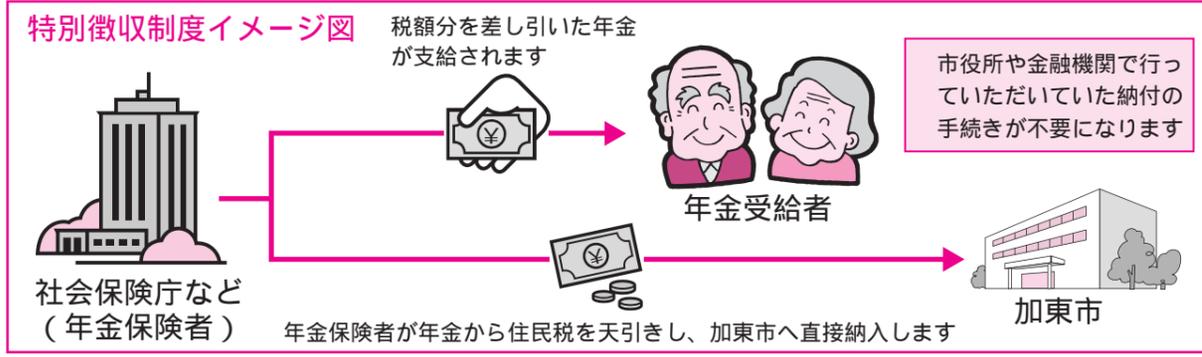
個人住民税の年税額(A+B)は、所得の種類により納付方法が決定されます。

(A)公的年金所得に対する個人住民税額
↓
公的年金から特別徴収されます。

(B)公的年金所得以外の給与所得や事業所得などに対する個人住民税額
↓
公的年金からの特別徴収の対象外となり、口座振替または納付書で納付していただくことになります。

納付方法は選択できません。左の表1のとおり、所得の内容により年税額を分割して納めていただくため、公的年金からの特別徴収制度は、国民健康保険税や長寿医療制度の保険料のように、口座振替など納付方法を選択していただくことができませんので、ご理解をお願いします。

現在、市税を口座振替で納付されている方でも、公的年金の所得に対する税額については、年金から特別徴収されることとなります。



特別徴収の徴収方法

【特別徴収の開始年度(平成21年度)】

特別徴収の開始年度である平成21年度については、上半期（6月と8月）に年税額の1/2を普通徴収（口座振替や納付書により市役所窓口または金融機関で納付していただく方法）で納付していただきます。下半期（10月・12月・2月）に年税額の1/2を特別徴収します。

モデルケース（平成21年度の公的年金にかかる年税額が30,000円の場合）

徴収方法	普通徴収			特別徴収		
	上半期			下半期		
期	平成21年4月			平成21年10月		
徴収月	平成21年4月	平成21年6月	平成21年8月	平成21年10月	平成21年12月	平成22年2月
税額	8,000円			5,000円		
	年税額の1/4ごと			年税額の1/6ごと		

【特別徴収継続年度(平成22年度)】

継続して特別徴収される平成22年度については、上半期（4月・6月・8月）に前年度2月の税額（モデルケースでは5,000円）と同額を仮徴収として特別徴収します。下半期（10月・12月・2月）は、年税額から上半期に仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつを特別徴収します。

モデルケース（平成22年度の公的年金にかかる年税額が24,000円の場合）

徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	上半期			下半期		
期	平成22年4月			平成22年10月		
徴収月	平成22年4月	平成22年6月	平成22年8月	平成22年10月	平成22年12月	平成23年2月
税額	5,000円			3,000円		
	前年度2月に徴収した額と同額			年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3ごと		

平成21年の区長(自治会長)が決まりました

(平成21年2月2日現在：敬称略)

地区	区長	地区	区長	地区	区長	地区	区長
社1区	長井英之	沢部団地	安平大輔	やしろ台	小浪宣雄	貞守	今村孝仁
社2区	白井政義	福吉	玉井俊夫	上鴨川	大畑政康	長井	橋本加一郎
社3区	川崎龍雄	上田	坂木淳一	下鴨川	西嶋龍市	長谷	松尾博
社4区	三木秀文	大門	小林眞琴	平木	河合進	黒石	山口邦一
社5区	平川延洋	西古瀬	井上健夫	光明寺	井上正通	永福台	時本日出見
ひろのが丘	藤本豊	中古瀬	小林正則	上滝野	西村嘉宣	横谷	石井保典
藤田南	坂本英樹	東古瀬	小紫初男	下滝野	阿江俊英	森	坂本和典
嬉野台団地	洞出裕之	屋度	服部俊夫	新町	吉田仁志	南山	金井清武
大学山国	宮内征人	東実	山中千八喜	北野	秋田昌也	岡本	片山和則
山国	石井正敏	畑	松浦孝司	滝野団地	甲斐忍	岩屋	藤井恵
松尾	藤本正幸	廻淵	丸山巖	穂積	神戸宗司	森尾	廣岡五郎
出水	大橋一三	池之内	藤原孝治	稲尾	宮島義晴	新定	石井義信
田中	近藤秀昭	湖翠苑	池田清	曾我	竹内俊一	吉井	岸本伸一
鳥居	萩原學	上久米	伊藤忠義	多井田	藤本武志	小沢	藤原秀政
貝原	藤本高己	下久米	森本佳幸	河高	大島巧男	栄枝	寺本宇伸
野村	竹内圭一	久米	安田慶一	高岡	藤井栄一	厚利	山本努
西垂水	上月嘉和	上三草	西山英和	桜台	河野龍司	松沢	藤原仁
窪田	大西勝視	サコボス三草	小林工マ	天神	藤原強	東垂水	古田敏
家原	門脇紀夫	下三草	上月寛三良	袴鹿谷	松本昇	大畑	土肥喜房
上中	森本義隆	木梨	白井清吾	黒谷	中前勝美	蔵谷	勝田實夫
上中団地	萩野淳	藤田	大林博	古家	岸本嘉之	藪	柿本賢一
梶原	仙崎俊明	山口	藤原清秀	常田	田中正敏	依藤野	松田喜吉
梶原団地	春名明雄	馬瀬	金川俊之	秋津台	北野忠敬	嬉野東	立岡高昭
喜田	長井俊昭	牧野	藤本豊	西戸	針木功		
沢部	国井良行	吉馬	高瀬俊介	少分谷	水口逸男		

氏名の太字表記は代表区長
(: 区長会長 : 同副会長)